

笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例

平成27年3月18日 条例第17号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、笠松町地方創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

総合計画審議会委員	日 額	5,400円
-----------	-----	--------

を

総合計画審議会委員	日 額	5,400円
地方創生総合戦略審議会委員	日 額	5,400円

に改める。